

鳥取県告示第206号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年5月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年3月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成25年3月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アイビー
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
井上 智
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡伯耆町金屋谷410-27
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、社会に貢献できる能力を持ちながら、ディスレクシアをはじめとする学習障害やコミュニケーション障害などの認識されにくい障害や発達障害及び精神障害のため、社会や周囲に理解されず、就学・就労という社会活動の機会を失っている人たちに対して、障害者個人の特性を生かしながら「作業活動を行い対価を得る」という社会経験を支援していくことで、社会生活スキルの向上を促し、長期的な就労定着や社会参加へとつなげていくことを目的とする。